

※赤字部分の追加・訂正を行いました。

令和9・10年度新発田市入札参加資格審査申請に係る変更点等について

建設工事

●申請の受付期間について

- ・例年2月に受付していた入札参加資格審査申請を令和9・10年度の登録から新潟県の申請期間に合わせ、申請期間を早めて受け付けます。申請期間に注意してください。

●提出様式について

- ・提出様式の変更、修正を行いました。

必ず令和9・10年度の様式で作成してください。

要領と様式は、~~令和8年度秋頃に市ホームページに掲載します。~~を掲載しました。

※旧様式で作成した場合、再提出をお願いすることがあります。

※一部の様式で、新潟県様式を使用できます。詳細は申請要領で確認してください。

●工事経歴書について

- ・提出必須としていた工事経歴書は廃止します。
- ・登録を希望する工種について、「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の完成工事高算出において2年平均を選択しており、完成工事高の欄が0の場合は建設業法第11条第2項の規定に基づく変更届（決算変更届）に添付した「様式第3号」（直前3年の各事業年度における工事施工金額）の写しの添付が必要です。

●舗装機械の所有状況に関する書類について

- ・廃止します。

●雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入の届出を行ったことを確認できる書類及び適用除外申告書について

- ・廃止します。

●発注者別評価点について

（1）次の項目を新設します。

新 設 項 目	新 設 理 由
電子契約の利用 (配点 20 点)	事業者様の利便性向上や契約業務における迅速化・透明性を目的に、令和6年10月より電子契約システムを導入しました。すでに多くの事業者様に利用していただいておりますが、電子契約のさらなる利用促進のため要件に加えます。 ※電子契約の利用は事業者様の任意です。

新潟県CALSシステムの利用 (配点 10 点)	新発田市では、令和 8 年 4 月 1 日より新潟県CALSシステムを導入しました。書類の持参や郵送移動の手間削減、迅速な電子納品、スムーズな情報共有により、業務効率化・コスト削減・品質向上を図るため要件に加えます。 ※加点対象は、新発田市が発注する工事に限ります。 ※システム利用条件等は市ホームページを確認してください。
災害応援業務協定の締結 (配点 5 点)	新発田市では、災害に強いまちづくりを推進するため、発災時の迅速な復旧や物資補給を担う市内の幅広い業種の皆様と「災害応援業務協定」を締結し、機動力のある防災体制の整備を進めています。<u>これまで「入札の都度」落札候補者の必要書類として提出をお願いしていましたが、落札候補者の書類作成・提出の手間を省き、より円滑に業務へ注力いただける環境を整えるため「定期（随時）申請時の 1 回のみ」の提出に変更します。</u>

(2) 次の項目を変更します。

変 更 前	変 更 後	変 更 点
男女共同参画推進状況	男女共同参画推進状況 (Ni-ful)	ゴールド認定、又は認定を受けている場合は、いずれか一方で加点へ変更
ボランティア活動の状況	ボランティア活動の状況	最大 2 件、最大点数 10 点へ変更
保護観察対象者等の協力雇用主の登録・雇用状況	保護観察対象者等の協力雇用主の登録	雇用状況の有無を廃止し、登録のみ加点へ変更
新発田市民雇用の状況	新発田市民雇用の状況	最大 10 人、最大点数 50 点へ変更
障害者雇用の状況	障害者雇用の状況	最大点数を 15 点へ変更

(3) 次の項目を廃止します。

- ・エコアクション 21 の認証取得 (配点 5 点)

(4) その他

- ・評価項目の新設、変更、廃止に伴い、発注者別評価点の合計点数が最大 300 点から最大 310 点へ変更となります。4 工種（「土木一式」、「建築一式」、「電気」、「管」）の格付けの総合評点に変更はありません。
- ・発注者別評価点は令和 9 年 4 月中に市が発送する「建設工事入札参加資格について（通知）」を確認してください。申告点と異なる場合は理由が記載されていますので、審査結果に異議又は疑問のある時は通知に記載の方法で申し出てください。

【問合せ先】

新発田市 契約検査課 工事契約係
TEL：0254-28-9600（直通）